

(第一類 第八号)

衆議院

農林水産委員会議録第十一号

(一九九)

平成十年四月二日(木曜日)

午後零時五十六分開議

出席委員

委員長 北村直人君

理事

赤城徳彦君

理事

松岡利勝君

理事

小平忠正君

理事

宮地正介君

理事

大石秀政君

理事

熊谷市雄君

理事

田中和徳君

理事

一川大村

理事

木村秀章君

理事

漆原良夫君

同日

木村太郎君

同日

大石秀政君

同日

漆原良夫君

同日

木村太郎君

○島村国務大臣 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

一昨年夏以来の腸管出血性大腸菌O-157による食中毒の大量発生と消費者意識の高まりを背景として、食品の安全性の向上と品質管理の徹底を求める社会的要請が増大しております。このようない要請に対応して、食品に起因する衛生上の危害の発生を防止し、適正な品質の確保を図るため、新たな管理手法である危害分析重要管理点方式、すなわちHACCP手法を導入した食品の製造過程の管理の高度化を図ることが急務となっております。

しかしながら、食品の製造過程の管理の高度化を図るために、施設の改良等を行なう設備投資等の課題があることから、個々の食品の製造または加工の事業を行う者にとって容易に取り組みがたい状況となつております。

このような状況を踏まえて、国として、食品の製造過程の管理の高度化の方向づけとなる基本方針を定めるとともに、それに即した施設の整備を促進するための金融・税制上の支援措置を早急に講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農林水産大臣及び厚生大臣は、事業者団体であつて、食品の製造過程の実態に応じた製造過程の管理の高度化に関する基準である高度化基準の作成、個々の事業者の製造過程の管理の高度化に関する計画である高度化計画の認定の業務

を適確かつ円滑に行なうことができると認められるものを指定認定機関として指定することができます。

第三に、指定認定機関は、食品の種類ごとに高度化基準を作成し、基本方針に照らし適切である旨の農林水産大臣及び厚生大臣の認定を受けることができるとしております。

第四に、事業者は、食品の種類及び製造または加工の施設ごとに高度化計画を作成し、高度化基準に適合する旨の指定認定機関の認定を受けることができるとしております。

第五に、この法律は、食品の製造過程の管理の高度化を緊急に促進するための臨時的な措置であり、施行の日から五年以内に廃止するものとしております。

第六に、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○北村委員長 これにて本案の趣旨の説明は終りました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時散会

○北村委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。農林水産大臣島村宣伸君。

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法案

〔本号末尾に掲載〕

委員の異動

四月二日

辞任 石破茂君

補欠選任 大村秀章君

出席政府委員

農林水産省食品流通局長 本田浩次君

農林水産大臣 島村宣伸君

農林水産大臣 黒木敏郎君

農林水産大臣 佐々木洋平君

農林水産大臣 二階俊博君

農林水産大臣 藤田嘉仁君

農林水産大臣 中野清君

農林水産大臣 前島秀行君

農林水産大臣 中林よし子君

農林水産大臣 正春君

農林水産大臣 征雄君

農林水産大臣 中野清君

農林水産大臣 菅原喜重郎君

農林水産大臣 中林よし子君

農林水産大臣 正春君

農林水産大臣 征雄君

農林水産大臣 中野清君

農林水産大臣 前島秀行君

農林水産大臣 中林よし子君

農林水産大臣 正春君

農林水産大臣 征雄君

農林水産大臣 中野清君

農林水産大臣 前島秀行君

農林水産大臣 中林よし子君

農林水産大臣 正春君

農林水産大臣 征雄君

農林水産大臣 中野清君

農林水産大臣 前島秀行君

農林水産大臣 中林よし子君

農林水産大臣 正春君

農林水産大臣 征雄君

農林水産大臣 中野清君

農林水産大臣 前島秀行君

農林水産大臣 中林よし子君

農林水産大臣 正春君

農林水産大臣 征雄君

農林水産大臣 中野清君

農林水産大臣 前島秀行君

農林水産大臣 中林よし子君

農林水産大臣 正春君

農林水産大臣 征雄君

農林水産大臣 中野清君

農林水産大臣 前島秀行君

農林水産大臣 中林よし子君

農林水産大臣 正春君

農林水産大臣 征雄君

農林水産大臣 中野清君

農林水産大臣 前島秀行君

農林水産大臣 中林よし子君

農林水産大臣 正春君

農林水産大臣 征雄君

農林水産大臣 中野清君

農林水産大臣 前島秀行君

農林水産大臣 中林よし子君

農林水産大臣 正春君

農林水産大臣 征雄君

農林水産大臣 中野清君

農林水産大臣 前島秀行君

農林水産大臣 中林よし子君

農林水産大臣 正春君

農林水産大臣 征雄君

農林水産大臣 中野清君

農林水産大臣 前島秀行君

農林水産大臣 中林よし子君

農林水産大臣 正春君

農林水産大臣 征雄君

農林水産大臣 中野清君

農林水産大臣 前島秀行君

農林水産大臣 中林よし子君

農林水産大臣 正春君

農林水産大臣 征雄君

農林水産大臣 中野清君

農林水産大臣 前島秀行君

農林水産大臣 中林よし子君

農林水産大臣 正春君

農林水産大臣 征雄君

農林水産大臣 中野清君

農林水産大臣 前島秀行君

農林水産大臣 中林よし子君

農林水産大臣 正春君

農林水産大臣 征雄君

農林水産大臣 中野清君

農林水産大臣 前島秀行君

農林水産大臣 中林よし子君

農林水産大臣 正春君

農林水産大臣 征雄君

農林水産大臣 中野清君

農林水産大臣 前島秀行君

農林水産大臣 中林よし子君

農林水産大臣 正春君

農林水産大臣 征雄君

農林水産大臣 中野清君

農林水産大臣 前島秀行君

農林水産大臣 中林よし子君

農林水産大臣 正春君

農林水産大臣 征雄君

農林水産大臣 中野清君

農林水産大臣 前島秀行君

農林水産大臣 中林よし子君

農林水産大臣 正春君

農林水産大臣 征雄君

農林水産大臣 中野清君

農林水産大臣 前島秀行君

農林水産大臣 中林よし子君

農林水産大臣 正春君

農林水産大臣 征雄君

農林水産大臣 中野清君

農林水産大臣 前島秀行君

農林水産大臣 中林よし子君

農林水産大臣 正春君

農林水産大臣 征雄君

農林水産大臣 中野清君

農林水産大臣 前島秀行君

農林水産大臣 中林よし子君

農林水産大臣 正春君

農林水産大臣 征雄君

農林水産大臣 中野清君

農林水産大臣 前島秀行君

農林水産大臣 中林よし子君

農林水産大臣 正春君

農林水産大臣 征雄君

農林水産大臣 中野清君

農林水産大臣 前島秀行君

農林水産大臣 中林よし子君

農林水産大臣 正春君

農林水産大臣 征雄君

農林水産大臣 中野清君

農林水産大臣 前島秀行君

農林水産大臣 中林よし子君

農林水産大臣 正春君

農林水産大臣 征雄君

農林水産大臣 中野清君

農林水産大臣 前島秀行君

農林水産大臣 中林よし子君

農林水産大臣 正春君

農林水産大臣 征雄君

農林水産大臣 中野清君

農林水産大臣 前島秀行君

農林水産大臣 中林よし子君

農林水産大臣 正春君

農林水産大臣 征雄君

農林水産大臣 中野清君

農林水産大臣 前島秀行君

農林水産大臣 中林よし子君

農林水産大臣 正春君

農林水産大臣 征雄君

農林水産大臣 中野清君

農林水産大臣 前島秀行君

農林水産大臣 中林よし子君

農林水産大臣 正春君

農林水産大臣 征雄君

農林水産大臣 中野清君

農林水産大臣 前島秀行君

農林水産大臣 中林よし子君

農林水産大臣 正



定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定高度化計画」という。に従つて施設の整備を行つてないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(農林漁業金融公庫からの資金の貸付け)

第十一条 農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第十八条第一項、第四項及び第五項、第十八条の四第一項並びに附則第二十三項に規定する業務のほか、認定事業者であつてその行う事業が農林畜水産機関が融通することを困難とするものの貸付けの業務を行うことができる。

2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、農林漁業金融公庫が定める。

3 第一項の規定により農林漁業金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項、第三十条第二項第一号及び第三十六条第三号の規定の適用については、同法第二十九条第二項及び第三十条第二項第一号中「融通法」とあるのは「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」と、同法第三十六条第三号中「附則第二十三項」とあるのは「附則第二十三項並びに食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第十一条第一項」とする。

(課税の特例)

第十二条 試験研究法人が、認定試験研究計画で定める賦課の基準に基づいて、その構成員に対し、当該認定試験研究計画で定める試験研究のための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、その構成員が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、当該負担金について特別償却を行

うことができる。  
2 試験研究法人が、認定試験研究計画で定める賦課の基準に基づいて、その構成員に対し、当該認定試験研究計画で定める試験研究のための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、その構成員が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について試験研究費の額が増加した場合等の課税の特例の適用があるものとする。

3 試験研究法人が、認定試験研究計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員に対し賦課した負担金の全部又は一部をもつて、当該認定試験研究計画で定める試験研究の用に直接供する固定資産を取得し、又は製作したときは、租税特別措置法で定めるところにより、所得の金額の計算について特別の措置を講ずる。

第十二条 認定事業者が認定高度化計画に従つて新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行うことができる。

三 高度化基準の作成及び高度化計画の認定の業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行つることによって高度化基準の作成及び高度化計画の認定の業務が不公正になるおそれがないものであること。

四 その指定をすることによって高度化基準の作成及び高度化計画の認定の業務の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(認定の義務)

第十三条 第四条第一項の指定(以下この章において単に「指定」という。)は、厚生省令・農林水産省令で定めるところにより、食品の種類ごとに、高度化基準の作成及び高度化計画の認定を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 第二十二条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

二 その業務を行つ役員のうちに、この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せ

られ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者がある者

(指定の基準)

第十五条 厚生大臣及び農林水産大臣は、指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 高度化基準の作成及び高度化計画の認定の業務を適確かつ円滑に実施するに足りる技術的能力及び経理的基礎を有すること。

二 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十

四条の規定により設立された法人又は事業協同組合その他の政令で定める法人であつて、その役員又は構成員の構成が高度化基準の作成及び高度化計画の認定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 高度化基準の作成及び高度化計画の認定の業務の休廃止

第十九条 指定認定機関は、高度化計画の認定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を厚生大臣及び農林水産大臣に届け出なければならない。

三 厚生大臣及び農林水産大臣は、第一項の認可をした認定業務規程が高度化計画の認定の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その認定業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

第十八条 指定認定機関は、高度化計画の認定の業務に関する規程(以下「認定業務規程」という。)を定め、厚生大臣及び農林水産大臣の認可を受ければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 認定業務規程で定めるべき事項は、厚生省令・農林水産省令で定める。

3 厚生大臣及び農林水産大臣は、第一項の認可をした認定業務規程が高度化計画の認定の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その認定業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

四 指定認定機関は、毎事業年度、厚生省令・農林水産省令で定めるところにより、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の開始前に指定を受けた日の属する事業年度においては、その指定を受けた後遅滞なく、厚生大臣及び農林水産大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

五 指定認定機関は、毎事業年度、厚生省令・農林水産省令で定めるところにより、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に厚生大臣及び農林水産大臣に提出しなければならない。

六 指定認定機関は、毎事業年度、厚生省令・農林水産省令で定めるところにより、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に厚生大臣及び農林水産大臣に提出しなければならない。

七 指定認定機関が第十五条第一号から第三号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定認定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講すべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第十二条 厚生大臣及び農林水産大臣は、指定

第十七条 指定認定機関は、高度化基準の作成及び高度化計画の認定の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、厚生大臣及び農林水産大臣に届け出なければならない。

(事務所の変更の届出)

第十八条 指定認定機関は、高度化基準の作成及び高度化計画の認定の業務を行う事務所の所在

地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、厚生大臣及び農林水産大臣に届け出なければならない。

第十九条 指定認定機関は、毎事業年度、厚生省令・農林水産省令で定めるところにより、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に厚生大臣及び農林水産大臣に提出しなければならない。

第二十条 指定認定機関は、毎事業年度、厚生省令・農林水産省令で定めるところにより、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の開始前に指定を受けた日の属する事業年度においては、その指定を受けた後遅滞なく、厚生大臣及び農林水産大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

第二十一条 厚生大臣及び農林水産大臣は、指定認定機関が第十五条第一号から第三号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定認定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講すべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第十二条 厚生大臣及び農林水産大臣は、指定

認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて高度化計画の認定の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この章の規定に違反したとき。

二 第十四条各号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 第十八条第一項の認可を受けた認定業務規程によらないで高度化計画の認定を行つたとき。

四 第十八条第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により指定を受けたとき。

(公示)

第二十三条 厚生大臣及び農林水産大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 指定認定機関の指定をしたとき。

二 第十七条又は第十九条の規定による届出があつたとき。

三 前条の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じたとき。

(報告徵収及び立入検査)

第二十四条 厚生大臣及び農林水産大臣は、必要があると認めるときは、指定認定機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に指定認定機関の事務所に立ち入り、その業務に関し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### 第四章 罰則

第二十五条 第二十二条の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした指定認定機

関の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 次の各号の一に掲げる違反行為があつた場合には、その違反行為をした指定認定機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第十八条第三項の規定による命令に違反したとき。

四 第十八条第一項の認可を受けた認定業務規程によらないで高度化計画の認定を行つたとき。

五 不正の手段により指定を受けたとき。

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律は、この法律の施行の日から五年以内に廃止するものとする。

(この法律の廃止)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(厚生省設置法の一部改正)

第四条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第一百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二十八号中「及び容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第二百十二号)」を、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第二百十二号)」及び食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十一年法律第二百五十三号)」に改める。

第六条第二十一号の三の次に次の二号を加える。

二十一の四 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の定めるところにより、基本方針を定め、高度化基準及び試験研究計画の認定を行い、及びその認定を取

り消し、並びに同法の規定に基づき指定認定機関を指定し、及び指定認定機関に対し、認可その他監督を行うこと。

(農林水産省設置法の一部改正)

第五条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第二百五十三号)の一部を次のよう改定する。

第四条第八十七号の三の次に次の二号を加える。

八十七の四 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第二百五十三号)の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

#### 理由

食品の衛生及び品質の管理に対する国民の関心の高まり等に伴い、食品の製造過程の管理の高度化を図るため、國の基本方針の策定、高度化計画の認定を行う法人の指定等について定めるとともに、高度化計画に従つて施設の整備を行う事業者に対する農林漁業金融公庫からの資金の貸付けその他の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。